

役場建設水道課よりお知らせ

## 水道・下水道料金の支払いが令和3年4月から

# 「2か月に1回」に変わります。

鹿追町では水道事業、下水道事業の検針員の確保が困難であることや、経費節減の一環として、令和3年4月からこれまでの「毎月検針・毎月請求」を、2か月に1回の「隔月検針・隔月請求」に変更することにいたしました。

検針は奇数月(5,7,9,11,1,3月)の原則15日～22日の間の6回／年

請求(納付書送付)は偶数月(6,8,10,12,2,4月)の6回／年となります

納付書送付 : 10日頃

口座引落とし : 25日頃(帯広信金、JA鹿追、郵便局)

振込・徴収 : 納付書送付月の末日まで

### 隔月検針スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
従来 (R2年度まで)	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	検針	
		請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求
隔月 (R3年度より)		検針		検針		検針		検針		検針		検針	
			請求		請求		請求		請求		請求		請求

※令和3年度4月は検針がありませんが、令和3年3月分の使用料の請求(納付書)を4月10日頃に送付いたします。

令和3年度初回検針については5月15日～22日の間に実施し、4月・5月(2ヵ月)分の使用料の納付書を6月10日頃に送付いたします。

使用料の納入期限は、納付書送付月の月末となりますので、銀行等引き落としは6月25日(金)、自主納付は6月30日(水)となります。

以後、検針は奇数月、請求・納入は偶数月となります。

## 検針水量と請求金額の算定

奇数月に検針した使用水量を2か月分の使用分として、翌月(偶数月に)請求します。

家庭用だと令和2年度までは検針時に8<sup>m</sup>を超えた分が超過量としていましたが、令和3年4月からは検針時に16<sup>m</sup>を超えた分が超過量となります。

【例】5月に検針した使用水量が20<sup>m</sup>の場合(家庭用・一般用)

使用期間	検針水量	基本水量	超過分水量	請求時期
3月15日～5月15日	20 <sup>m</sup>	16 <sup>m</sup> (8 <sup>m</sup> ×2か月)	4 <sup>m</sup>	6月10日頃

≪水道料金計算例≫

基本料金 : 2,420 円(1,210 円×2 か月)

超過料金 : 584 円(4<sup>m</sup>×146 円)

水道料金 : 3,004 円

≪下水道料金計算例≫

基本料金 : 2,320 円(1,160 円×2 か月)

超過料金 : 580 円(4<sup>m</sup>×145 円)

下水道料金 : 2,900 円

合計 水道料金 + 下水道料金 = 5,904 円 (6月10日頃に納付書を送付します)

その他の用途につきましても、従来の毎月の基本水量の2倍にしたものが基本水量となり、それを超過した分が超過量となります。

水道事業は給水人口の減少や節水器具の普及などで水需要が減少しており、水道料金収入が減少しております。

しかし老朽化していく水道管や水道施設の維持・更新はこれまで以上に必要になります。

厳しい経営状況のなか経費節減のため取り組むものですので、ご理解ご協力をお願いいたします。

担当 : 建設水道課上下水道係 (役場2階)  
鳩(にお)、佐藤、板垣  
電話番号 66-4033(直通)